

令和5年 第7回 伊丹市教育委員会 定例会 会議録

1. 日 時 令和5年（2023年）6月30日（金）午後1時30分～午後2時40分

2. 場 所 伊丹市役所 2階 教育会議室

3. 出席者 <教育委員会>

教育長	木下 誠	教育委員	瀧川 光治
教育委員	太田 洋子	教育委員	西岡 奈美
教育委員	二宮 叔枝		

<事務局>

教育総務部長	宇谷 敏幸	幼児教育保育室長	藤井 裕作
職員課長	福本 恭	幼児教育推進課長	矢田 貴美代
職員課主幹	浜野 匡	生涯学習部長	浜田 律子
学校教育部長	廣重久美子	生涯学習部参事	田原 安治
学校教育部副参事	伊藤 公男	社会教育課長	中田美智世
学校教育部副参事		少年愛護センター所長	藤森 雄大
兼中学校給食センター所長	鴨川 憲之	スポーツ推進課長	秋田 博之
学校指導課長	日外 亮	図書館長	中田 正仁
総合教育センター所長	山下拓志郎	人権教育室長	中井 秀典
保健体育課長	宗野 伸哉	教育政策課長	西原美絵子
小学校給食センター所長	小松 信一	教育政策課主査	中谷 克也
こども未来部長	馬場 一憲	教育政策課	御影 陸大
こども室長	牧村 達也		

4. 欠 席 者

なし

5. 傍聴人

なし

6. 議 事

(1) 開会宣言 木下教育長（午後1時30分）

(2) 日程報告 木下教育長より次のとおり会議を進める旨の発議があり、全委員はこれを了承。

日程第 1 令和5年第6回定例会会議録の承認

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第36号の審議

日程第 4 報告第 5号の承認（専決第13号）

日程第 5 報告第 5号の承認（専決第14号）

- 日程第 6 議案第 37 号の審議
- 日程第 7 議案第 38 号の審議
- 日程第 8 議案第 39 号の審議
- 日程第 9 議案第 40 号の審議
- 日程第 10 議案第 41 号の審議

木下教育長より「日程第 4 から日程第 10 までは個人情報を含むため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定に基づき非公開としたいと思いますが、よろしいですか」との発議があり、全委員はこれを了承。日程第 4 から第 10 は非公開の秘密会となる。

(3) 令和 5 年第 6 回定例会会議録の承認 (日程第 1)

第 6 回伊丹市教育委員会定例会 (令和 5 年 (2023 年) 5 月 26 日 (金) 開催) 会議録については、全委員一致でこれを了承。

(4) 教育長報告 (日程第 2)

教育総務部の「6 月人事報告」・「5 月分教育施設関係工事の着工・竣工報告」・「5 月分の寄附採納報告」について、学校教育部、こども未来部、生涯学習部、人権教育室及び市立伊丹高等学校の「5 月分行事实施報告」・「7 月分行事实施予定」について、それぞれ説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「教育長報告」を承認。

質疑応答

二宮委員

7 月末に行われる小学校教員を対象とした幼小接続のしっ皆研修は、どのような形で行われるのか。

学校教育部長

小学校の教員に幼児教育のことを知ってもらいたいため、任意ではなく、最も結びつきが強い生活科と 1 年生の先生に各校 1 名以上は必ず出席していただき、それを学校内で伝達してもらうことで、しっ皆としている。

二宮委員

保育士就職フェアで募っており、7 月にも引き続き実施するようだが、効果はあるのだろうか。

こども未来部長

5月に実施した実績としては、来場者が17名だった。昨年度の同時期は27名だったため、昨年度より少なくなっている。ただ、面接に繋がっている応募者もあり、最終実績がどうなるかはまだわからない。また、本年度は7月に2回開催する。これは例年にはないことだ。回数を重ねて少しでも多く来てもらえるようにという意図なので、私立も含め、引き続き広報など支援していきながらやっていきたい。

太田委員

学校教育部に3つほど要望がある。1つ目が、不登校・長期欠席が増えていることへの適切な対応だ。先日、天王寺川中学校を訪問させていただいたが、不登校の生徒に対して、授業をオンラインで配信していた。天王寺川中学校は、去年の1学期と比べて長期欠席が減っている。次回までに、他に、そのような対応をしている学校があれば教えていただきたい。2つ目は、中学校部活動の地域移行についてだ。コミュニティ・スクールの会議に行った際に、必ずそれについての質問が出てくるため、例年夏に行われているコミュニティ・スクールの委員研修が今年もある場合、その話をしておいた方がよいだろう。3つ目は、総合教育センターの夏の研修や先ほどの幼小連携などが載っているスケジュール表を例年通りいただきたい。行けるところには行きたいと思っている。また、生涯学習について、2つ質問がある。まず、新型コロナウイルスが「5類」に移行し、青少年の外出も増えると思われるが、そのあたりの子ども活動について、現状でたまっていることや懸念点があれば教えていただきたい。2つ目は、自由プールの開催についてだ。子どもが無料で入れるチケットを5枚配布するとのことだが、保護者も無料なのだろうか。

少年愛護センター所長

まず子どもたちの街頭での状況について、令和3年度、補導員の問題を未然に防ぐための声かけや挨拶は3万1000件程度だったが、令和4年度は4万5000件弱という数字になっている。今年度は、まだ4～5月の段階ではあるが、月当たり4000件程度、声かけをおこなっているので、年間5万件弱という概算になる。それほど子どもたちの活動が活発になっている。市内の補導員に回っていただいているなかで、アリオ

広場や地域の公園で、喫煙事案を注意していただいたときは、異臭がしたという報告があった。

生涯学習部長

自由プールについてはチケットを子どものみに限定している。理由としては、もともと子どもの居場所を確保するための施策だということと、小学校の自由プールの形が変わったものだということがあげられる。また、ラスタホールとスポーツセンターは、監視の下、子どもしか入場できないのに対し、アイ愛センターと緑ヶ丘プールは通常の一般利用の形で大人も入場できる。つまり、4施設のうち2施設は子どもしか入れない設定になっているため、そのあたりの公平性を考えても、一部のプールのみ支援するというようなことは予定していない。

太田委員

子どもだけでプールに行ってよい年齢があったと思うが、学校指導課で決まっているだろうか。

学校教育部長

小学生は子どもだけで校区を出てはいけないというものはあるが、プールについて年齢制限は設けていない。

生涯学習部長

そのあたりについて、やはり学校としては原則論を守っていただきたいと調整の段階で聞いていた。各校区に公共施設があるわけではないので、校区外のプールには親の同伴が必要になるが、先ほど申し上げたような事情があるため、等しく子どもの部分だけをこちらから補助させていただく。

太田委員

例えば緑丘小学校のように、プールがそばにあるところはいいが、無いところもたくさんある。スポーツセンターが小学生しか入場できないのはなぜか。

二宮委員

昨年度、自由プールがなくなった際に、スポーツセンターが独自でおこなった。その時は自由に遊ばせるのではなく、指導員に教えてもらう形でやっていた。一番申し込みが多かったのは南小学校だった。駐車場があるため、お子さんを連れてこられて、保護者は見学されていた。

生涯学習部長

昨年度はそういった事業をしていただいた。確かに校区を越えて行きづらいという声は昨年度もあったが、一方で、今のよう、逆に南の方からでも行っていただいているという例もある。今回の4施設で実施するというのも、実際どれだけ公平に子どもたちが使えるのか、どれだけ子どもの居場所になっているか、同事業の結果を、参加者の学校や学年も含めて集計し、次年度以降の事業のやり方を考えるつもりだ。

木下教育長

自由プールというのは夏に子どもが楽しみにしている事業だが、諸般の事情によって、その事業を各小学校に代わるものとして、市内の4施設で行っている。時代の変化によって、子どもは校区を出ないなどの縛りも見直していかないといけない。安全は確保しないといけないが、そのような規定を今の時代に運用することには無理があるので、臨機応変に変えていきたいと考える。

西岡委員

チケット5枚はどういう形で配られているのか。

生涯学習部長

チラシの一番下に切り取って使えるように、5枚分のチケットがついており、データの集計上、学校名と学年、緊急時のために名前を書いている。

木下教育長

予算の中で、割り算したら一人5枚という数字になったということだろうか。

生涯学習部長

正確な数字ではないが、全児童が5枚全部使うと、今申し上げた予算の枠を超えてしまう。コロナ前の自由プールの入場者数が、7～800人ほどであるため、おおむねそれに近いものだというイメージで予算を組んでいる。また、場所と期間も限られている。たとえば、ラストは休館日だけになるため、8～10日ほどに限られる。

西岡委員

自由プールに行く子は何度も行くし、行かない子は全く行かないだろう。つまり、5枚では足りないか、もしくは全く足りないかの二択というイメージだ。5枚で足りない人は、全く行

かない人から譲ってもらうことは可能なのか。

生涯学習部長

それについては、一人最大5枚としてお願いしている。

(5) 議案第36号の審議（日程第3）

木下教育長より「令和5年度全国学力・学習状況調査結果の公表等について」を議題とする旨の発議の後、「令和5年度全国学力・学習状況調査結果の学校別公表等を定めようとするものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、全委員一致で、「議案第36号」を可決。

質疑応答

木下教育長

例年と変わったところはあるか。

学校教育部長

今年度は英語があったということで、記述の部分については公表するが、話すことの部分は前回同様、参考値ということで公表しない。それから、返却日が小学校と中学校で分かれているので、少し変則的な形になっているという点だ。

木下教育長

中学校の返却日が遅れた要因は英語だろうか。

学校教育部長

特に理由は記されていないかった。

太田委員

小学校の返却は7月何日か。

学校教育部長

7月27日。

太田委員

あと、中学校の話すことがメクビットになって、うまくいかなかった学校はあったのか。

学校教育部長

結果的には無かった。その前の試用期間では様々な課題があったが、文科省もその後そのような報告を受けて改正したようで、伊丹は順調にすることができた。

木下教育長

これについての臨時の校長会を8月3日の午前中に開催する。

(6) 報告第5号の承認（専決第13号）（日程第4）

秘密会での審議の後、全委員一致で、報告第5号「教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の専決第13号「令和5年度（2023年度）伊丹市立義務教育諸学校等教科用図書調査員の委嘱について」を承認。

(7) 報告第5号の承認（専決第14号）（日程第5）

秘密会での審議の後、全委員一致で、報告第5号「教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の専決第14号「令和5年度（年度）伊丹市立伊丹高等学校教科用図書調査員の任命について」を承認。

(8) 議案第37号の審議（日程第6）

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第37号 伊丹市特別支援教育審議会委員の委嘱または任命について」を可決。

(9) 議案第38号の審議（日程第7）

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第38号 学校運営協議会委員の委嘱について」を可決。

(10) 議案第39号の審議（日程第8）

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第39号 伊丹市立学校給食センター運営協議会委員の委嘱または任命について」を可決。

(11) 議案第40号の審議（日程第9）

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第40号 伊丹市子ども・子育て審議会委員の委嘱について」を可決。

(12) 議案第41号の審議（日程第10）

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第41号 伊丹市立少年愛護センター運営協議会委員の委嘱または任命について」を可決。

(13) 閉会宣言 木下教育長（午後2時40分）

上記のとおり会議の要旨を記録し、ここに署名押印する。

伊丹市教育長 木下 誠

伊丹市教育委員会委員 太田 洋子